愛媛県警察本部

令和2年7月豪雨により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が**令和2年12月28日まで延長**されます。

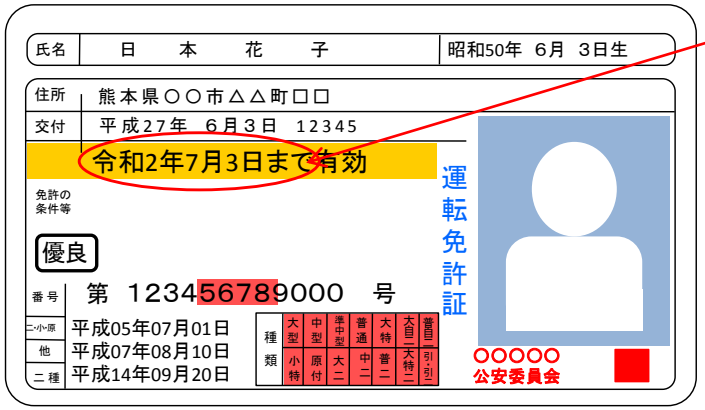

有効期間の末日（左の場合、令和2年7月3日）が、

令和2年7月3日から令和2年12月27日までの方

については、令和2年12月28日まで運転することができます。

（令和2年12月28日までに更新手続をしてください。）

対象となる方

•令和2年7月14日現在、長野県、岐阜県、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県の6県31市19町11村の方が対象となりますが、最新の情報については、内閣府のホームページ（ www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html ）をご確認ください。

○　対象となる市町村は、今回の豪雨に際し災害救助法が適用された区域であります。

※　上記の市町村は、令和2年7月14日時点のものです。

○　令和2年12月28日直前は、更新手続のため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

○　運転免許証の更新以外の手続についても、同様の措置がとられています。

○　最新の情報、延長措置がとられるその他の手続など、詳しくは、運転免許センターにお問い合わせください。

運転免許センター　☎（089）934－0110